

◆上尾市文化財保護審議会委員について

1 委員の構成及び職務（上尾市文化財保護条例により規定）

➤ 委員の構成

第26条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

➤ 職務（第25条）

- (1) 市指定文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項

2 任期

第27条 委員及び臨時委員は、文化財に関し専門的学識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。3委員は、再任されることができる。

4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

3 昨年度の活動

(1) 会議（文化財保護審議会として2回実施）

- 平成25年度上尾市文化財保護事業計画の報告（5月28日）
- 平成25年度上尾市文化財保護事業実績報告（1月28日）

4 本年度の活動予定

- 会議2回